

平成27年度予算編成方針

我が国の経済情勢について、内閣府が公表した9月の月例経済報告では、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」との判断を示しました。

国においては、平成27年度予算の概算要求に当たり、「民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。そのため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としています。

茨城県は、歳入面で歳入総額の伸びが期待できないこと、歳出面で社会保障関係費の大幅な増加などが見込まれ、極めて厳しい財政状況が続いていることを認識のうえ、施策の重点化を行い、財政健全化に取り組むとしています。

つくば市においては、歳入面で、人口増加やTX沿線開発の進展に伴い、個人市民税や固定資産税については増加傾向にあるものの、制度改正による法人市民税の減額が見込まれるほか、地方交付税については合併算定替え終了を間近に控え、見通しは、予断を許さない状況です。

歳出面では、市民が安全・安心に暮らせるよう、防災・防犯体制の強化、子育て支援のため、民間保育所定員の拡大、高齢化の急速な進展のため、保健・介護や福祉などの事業に着実に取り組まなければなりません。

さらに、つくば市は、「環境モデル都市」として、これまで「つくば環境スタイル」のもと築き上げた、市民、企業、大学・研究機関、行政が連携したオールつくばで、CO₂排出量を大幅に削減する取組みを引き続き積極的に進めていきます。

また、大規模国家プロジェクトにより誕生した知的集積「つくば」は、「国際戦略総合特区」にも指定されています。この特区制度を最大限に活用し、新しい産学官連携を推進し、科学技術のまちとして我が国の成長・発展に貢献していきます。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック開催が決まり、成功に向けた期待が大きく盛り上がっています。そのような中つくば市は、国・県・関係団体と連携し、スポーツのまちづくりを通して、市民の健康増進や障害者の社会参加に貢献するため、総合運動公園や、つくば市の特色ある教育の充実や人口増加に対応するため、小中一貫校など魅力あるまちづくりのための都市整備事業に重点的に取り組んでいきます。

市財政を取り巻く環境は、決して楽観視できるものではありませんが、これまでの成果や新たな施策を将来に繋ぎ、つくば市の発展可能性を更に高めてい

【つくば市】

くため、次に掲げる方針を基本として平成27年度予算編成に当たるものとします。

1 予算編成の基本的な考え方

- (1) つくば市未来構想に掲げる「住んでみたい 住み続けたいまち つくば」の実現に向けて、次の4つのまちづくりの理念に基づいた事業を重点的、優先的に取り組み、着実に推進するものとする。

「人を育み、みんなで支えあうまち」

「快適で安全・安心を実感できるまち」

「環境にやさしく、次世代へつなぐまち」

「つくばの資源をいかし、世界へ貢献するまち」

- (2) 行財政改革を推進するため、歳入・歳出の両面から思い切った見直しを行うとともに、「選択と集中」の観点に立ち、限られた財源の効率的な配分に努め、市民が真に求めているものを重点的に施策化するものとする。

- (3) 将来にわたり、安定した経済基盤を確立し、豊かで自立したまちづくりを実現するために、未来を見据えた事業を推進するものとする。

2 予算要求に当たっての基本的留意事項

- (1) 引き続き査定方式による予算編成を行うので、既存の事業については、原点に立ち返り、ゼロベースの視点で厳しく検証すること。
- (2) 新規事業については、積極的に取り組むこと。ただし、つくば市の将来に向けて有効な事業となるよう、その目的、必要性、費用対効果等について十分に精査すること。また、後年度のランニングコスト等が過重な財政負担とならないように留意すること。
- (3) 国・県の補助事業については、国・県の予算編成の動向や制度改正の情報収集に努め、積極的に財源を確保すること。ただし、要求時点で制度の確定していないものは、現行制度で見積もること。
- (4) 受益者負担については、単に歳入の確保という観点からではなく、非受益者との公平性の確保という観点から適正化を図るものとし、定期的な見直しを実施すること。
- (5) 各種補助金については、公益性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分な精査と検証を行い、到達目標や終期を設定するなど徹底した見直しを行うこと。また、つ

【つくば市】

くば市補助金等評価委員会の評価の結果を反映させること。

- (6) 行政の軽量化及び効率化を推進し、市民サービスの向上を図るため、事務事業について民間活力の積極的な導入を図ること。
- (7) 行政評価の結果を十分に反映させること。
- (8) 特別会計、公営企業会計に対する一般会計からの負担については、原則として繰出基準に基づく繰出金のみとし、それぞれの会計において収入の確保と徹底した経費の削減を図り、経営の健全化に最大限の努力を払うこと。
- (9) 職員提案等による有効な施策については、積極的にその実現を図ること。